

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

スポーツチーム活動中の賠償・ケガのリスクに備えたい方に。

スポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険

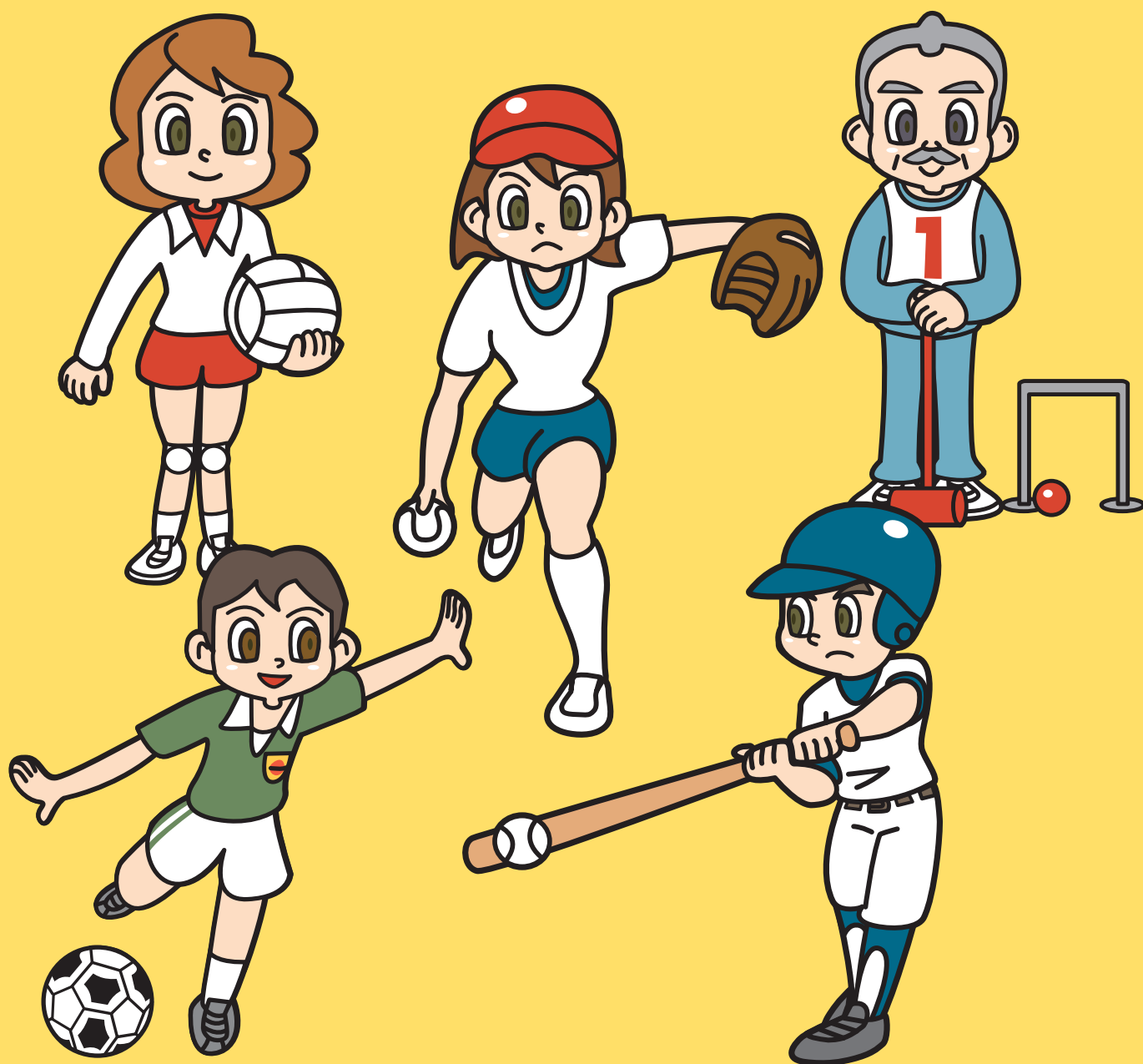
令和元年10月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。

スポーツチーム 総合保険

団体総合生活補償保険(個賠型)





スポーツチーム活動中に発生する 次のような事故や費用を補償します。

職場や地域の同好者により親睦、健康保持等を目的として結成された、
次のスポーツを行うスポーツチームがお引受けの対象となります。

- ①野球 ②ソフトボール ③バレーボール ④サッカー ⑤ゲートボール

この保険の対象となる「活動中」とは下記のことをいいます。

- ①スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技中、練習中または指導中
 - ②スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技、練習または指導のため、被保険者の住所または職場と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中
 - ③スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技、練習または指導のため、スポーツチームの責任者が指定する宿泊所に宿泊中(注)
 - ④上記③の宿泊に伴い、被保険者の住所または職場とその宿泊所との間およびその宿泊所と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中
- (注) 宿泊所に到着した時から退出するまでの間をいい、この間の外出中を含みます。

賠償事故 (賠償責任補償条項)

補償重複

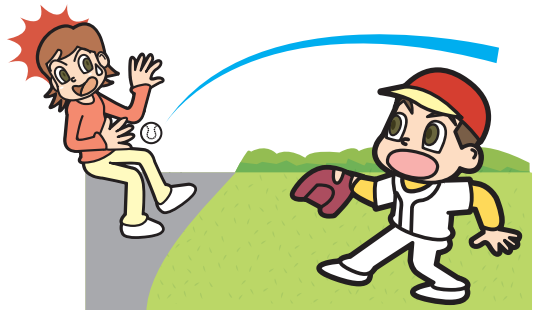
保険金をお支払いする場合

日本国内において、スポーツチームの一員として活動中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

〈事故例〉

スポーツチームの練習中、被保険者の打ったボールが路上の通行人に当たりケガをさせてしまった。

※上記事故例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金お支払いの対象とならないことがあります。



〈お支払いする保険金の額〉

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額(*) (0円)
-----------------------------------	---	---------------------------------	---	---	---	-----------------

(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ※1 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。
- ※2 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。
- ※3 事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。ただし、次のいずれかの場合は、当社による示談交渉はできません。
 - ①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合
 - ②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
 - ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※4 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかによって発生した損害

- ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故

(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害

- ①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ②被保険者の使用人(被保険者がスポーツの競技、練習または指導の補助者として使用する方を除きます)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(注2)
- ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
- ⑦航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるもの等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注2) レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

傷害事故 (傷害補償条項)

保険金をお支払いする場合

日本国内において、被保険者がスポーツチームの一員として活動中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合に、保険金をお支払いします。

〈事故例〉

試合中に被保険者が相手チームのプレーヤーの打ったボールを追いかけて転倒し、思わぬ大ケガをした。



〈お支払いする保険金の額〉

●傷害死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額(保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額とします)をお支払いします。

●傷害後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

●傷害入院保険金

そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間(注1)を超えて継続した場合に、入院日数に対して1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金の免責期間(注1)が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間(注2)内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。

●傷害手術保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間(注3)内に手術を受けた場合に、1回の手術につき入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

●傷害通院保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間(注1)が満了した日の翌日以降に通院した場合に、通院日数に対して1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。

※1 傷害通院保険金の免責期間(注1)の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間(注2)内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。

※2 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

(注1) 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。

(注2) 傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

(注3) 事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間(注1)と支払対象期間(注2)の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかによるケガ

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑥ 被保険者に対する刑の執行
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染

など

(2) 次のいずれかの場合

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2)
- ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

など

(注1) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

見舞費用 (見舞費用補償条項)

補償重複

保険金をお支払いする場合

日本国内において、被保険者がスポーツチームの一員としてスポーツチームの管理下におけるスポーツの競技中に、他人(同一スポーツチーム内の他の被保険者を含みません)の生命または身体を害した場合に、被保険者がその事故の被害者に対し、損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます)を当社の同意を得て支払ったことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

〈事故例〉

被保険者が相手チームのプレーヤーにケガをさせてしまい、お見舞金を支払った。



〈お支払いする保険金の額〉

1回の事故につき被害者1名について、以下のとおり保険金をお支払いします。

●死亡の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、50万円を限度(注)にお支払いします。

(注)同一の事故の同一被害者に対して既にお支払いした後遺障害に係る見舞金がある場合、50万円からその額を差し引いた額が限度となります。

●後遺障害の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、2万円～50万円をお支払いします。

●入院の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合に、入院日数に応じて、1万5千円～20万円を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。

●通院の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院した場合に、通院日数に応じて、5千円～6万円を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかの事由によって発生した損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(2) 同一スポーツチーム内の他の被保険者に支払った見舞金

(注) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

など

臨時費用 (臨時費用補償条項)

補償重複

保険金をお支払いする場合

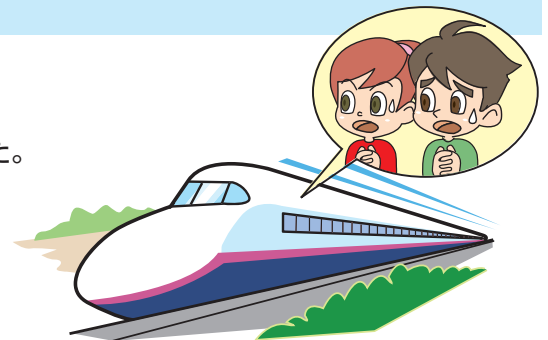
被保険者が「傷害事故(傷害補償条項)」でお支払対象となるケガを被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または入院した場合に、被保険者またはその親族が費用を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

〈事故例〉

被保険者が遠征中にケガをし、現地(注)の病院に入院した。

看護のためにその被保険者の親族がかけつけ、交通費や宿泊費等を支払った。

(注) 事故発生地または被保険者の収容地をいいます。



〈お支払いする保険金の額〉

被保険者またはその親族が負担した次の①から④までの費用の額をお支払いします。

① 交通費 ② 宿泊費 ③ 移送費 ④ 諸雑費

※1 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額(この特約に加入していなければ発生しなかった費用を含みません)をお支払いします。

ただし、1回の事故につき、ケガを被った被保険者1名ごとに20万円を限度とします。

※2 交通費、宿泊費については親族またはその代理人2名分を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

「傷害事故(傷害補償条項)」と同じ

補償重複 マークがある補償をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある補償をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1）
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。

（*1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（*2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

本パンフレットで使用している用語のご説明

区 分	用 語	説 明
共 通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スポーツ	野球、ソフトボール、バレーボール、サッカーまたはゲートボールのうち、保険証券記載のスポーツをいいます。
	スポーツチームの管理下	スポーツチームの責任者の指揮下、監督下または指導下にある状態をいいます。ただし、スポーツチームの一部の方で行う練習または指導については、責任者が現場に立ち会うものでなければスポーツチームの管理下とはいいません。
	スポーツの競技場または練習場	スポーツの競技、練習または指導を行うのに十分な空間があり、かつ、排他的に利用できる場所をいいます。
	スポーツの競技、練習または指導	スポーツの競技場または練習場において行われる次のものをいい、これらに伴うスポーツチームの管理下における準備体操、ランニングおよび競技場または練習場もしくはこれらの附属施設における準備、後始末、更衣、休憩等の付随行為を含みます。 ①競技：スポーツの競技ルールに定められた競技方法によって行われるものをいいます。 ②練習：スポーツの競技を行うのに必要なチーム構成員の技術およびチームとしての連携動作の維持、向上等を目標に、スポーツの競技を行う際に使用される用具等を用いて繰り返し行われるものをいいます。（注） ③指導：他人の行うスポーツの競技または練習に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。 （注）練習として他のスポーツを取り入れた場合、他のスポーツを行っている間の事故は対象となりませんのでご注意ください（野球の練習の一環としてサッカーを取り入れた場合、サッカー中の事故は対象となりません）。
	スポーツチームの責任者	スポーツチームの部長、監督、コーチ、マネージャー、キャプテンおよびこれらに準ずる方で、そのスポーツチームを代表している方をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
傷 害 補 償 条 項	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療（注1）に該当する診療行為（注2） （注1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関及び適応症は限定されます。 （注2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 ※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含まれません）。

●契約概要のご説明●

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

スポーツチーム総合保険は、被保険者が日本国内においてスポーツチームの一員として活動中に発生した偶然な事故により被った損害等を補償する保険です。

(2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、次のとおりです。

- ①被保険者本人
- ②賠償責任補償条項の被保険者本人が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

基本となる補償の「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」は中面に記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の傷害死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

- 各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。
 - 傷害補償条項の保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度(注)を踏まえて設定してください。公的保険制度(注)の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (注)公的保険制度とは、健康保険法等法律に基づく保険制度をいいます。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間：1年間
- ②補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

- ①保険料は、保険金額および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、解約時、ご契約内容の変更時においても、最低保険料を適用します。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(2) 保険料の払込方法

- ①ご契約の保険料は、分割払(注)または一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード払)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。
(注)保険料割増が適用されます。
※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。
- ②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

- ①ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ②始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- ※受付時間 24時間365日
- ※IP電話からは**0276-90-8852 (有料)**におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 [ナビダイヤル] **0570-022-808** (全国共通・通話料有料)
そんぽADRセンター

- ※受付時間(平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます))
- ※携帯電話からも利用できます。
- ※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- ※電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

⚠️ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「スポーツチーム総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。
- 「スポーツチーム総合保険」はスポーツチーム総合保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものととなります。
- 保険契約のお申込みの際は、保険申込書等の各項目について正しくご記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書等に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、遅滞なく(傷害補償条項をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に)代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(230201T) (2023年3月承認) GA22D010902